

上越市

農業委員会 だより

第 149 号

令和 5 年 12 月 発行

□発行：上越市農業委員会

□編集：上越市農業委員会事務局

上越市木田 1-1-3

TEL (025) 520-5812・5813

農地の譲渡・貸借には農業委員会の許可が必要です

令和 5 年 4 月以降の許可分から、農地法第 3 条の許可を受ける際に譲受人に求められていた「下限面積要件」が廃止となりました。

*耕作する人の主な許可要件は以下のとおりです。

① 全部効率利用要件

全ての農地を効率的に利用する必要があります。

② 農作業常時従事要件

必要な農作業に常時従事する必要があります。

③ 地域との調和要件

周辺地域の農業に支障を生じないことが必要です。



手続きする場合は事前に農業委員会にご相談ください。

地域農業の将来への 検討方法が変わります



会長職務代理
長瀬 一成

今まで、地域の農地を担う中心経営体に農地を集積・集約する方針を定める計画については、各地域で話し合い「人・農地プラン」によって五年後・十年後を見据えて策定してきました。しかし、法改正により人・農地プランに変わり「地域計画」を令和七年三月までに策定することになりました。

これに伴い、昨年度から農業委員、農地利用最適化推進委員が農家の皆さんを対象に、農地の利用意向状況調査を行ってきました。農業委員会は、皆さんの意向等を勘案して、農地バンク、JA、土地改良区等の関係者の協力を得て、目標地図の素案を作成し、市に提出することになります。市は今後、農業委員会から提出のあった素案を基に、地域ごとに農業者や関係機関による協議の場を設置し、農業の将来の在り方などを話し合い、目標地図を含む「地域計画」を策定することになりますので、皆様のご協力をよろしくお願いたします。

考えよう！農業の未来の姿を…



地域計画の策定が始まります

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域農業の設計図となる「地域計画」を策定します。今後、各地域で話し合いを進めていきます。

●地域計画とは

地域での話し合いにより、地域農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めます。

また、地域計画では、10年後の目指すべき農地利用の姿を「見える化」した目標地図を作成します。

地域の皆さんが守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくために、農作業がしやすく、省力化につながる農地の集約化の実現に向け、幅広い意見を取り入れながら、地域計画としてまとめていきます。

地域計画(目標地図を含む)は、令和6年度末までに地域別に順次策定し、市が公告します。

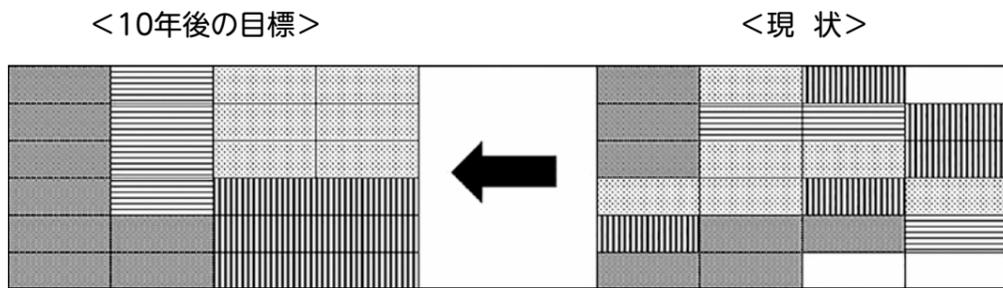
●地域計画に記載する主な項目

- ① 生産する農畜産物
- ② 農用地等の利用の方針
- ③ 担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ④ 農用地の集団化(集約化)に関する目標
- ⑤ 10年後の耕作者を示した目標地図



地域自治区単位で策定します
(市街化区域の直江津区・高田区は対象外)

●目標地図のイメージ



耕作者が点在している農地や耕作者が決まっていない農地があります

10年後の耕作者を予定し、目標地図として「見える化」します

●地域計画策定の進め方

- ① 農業者の皆さんの意向を確認するため、農業委員会が主体となり、農地の利用意向調査を実施します。農業委員会では、意向調査の結果を地図に落とし込んだ、目標地図(案)を作成します。
- ② 目標地図(案)を基に、地域の皆さんで将来の農業の在り方を話し合い、その結果を地域計画(目標地図を含む)にまとめます。
- ③ 作成した地域計画(目標地図を含む)を地域の皆さんで確認し、将来の地域農業(目標)の実現に向けて共有します。

※各地域での話し合いのスケジュールは、別途、市から農業者の皆様にお知らせします。

●農地の貸借契約方法の変更について

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年度以降、農地の貸借契約の方法は以下の2種類になります。

- ① 農地法3条に基づく許可
- ② 農地バンク法に基づく契約
(農地中間管理機構の手続き)

【問合せ先】

- ・地域計画全体に関すること
農政課
担い手育成・農地利用調整係
(直通：025-520-5749)
- ・農地の利用意向調査に関すること
農業委員会事務局
(直通：025-520-5812)

農業者年金に加入し安心して豊かな老後を!

農業者年金は次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

〔要件〕

- 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く) 又は 60歳以上65歳
未満の国民年金の任意加入被保険者
- 年間60日以上農業に従事



◇ 税制面で大きな優遇措置があります。

・ 保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

・ 保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

・ 将来、年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

◇ 認定農業者等で青色申告をしている方と家族経営協定を結ぶなど一定の要件を満たせば保険料の国庫補助(政策支援加入)が受けられます。

※家族経営協定とは、家族みんなで経営方針や仕事の役割、給料、休日などについて話し合い、取り決めた事を書面にしたものです。経営や生活の現状確認と経営の合理化を促すこと、配偶者や後継者が主体的に経営の方針決定に関与し活躍することにつながります。

◇ 「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も受け取れます。

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。

また、万が一、80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れます。なお、一時金は非課税です。

全国農業新聞を購読しませんか

最新の農業情勢から暮らしに役立つ情報が満載

◆発行日/毎週金曜日 ◆購読料/月額700円

